

## 福島県元請・下請関係適正化指導要綱の改正について

平成24年10月31日

入札監理課

建設業法施行規則が一部改正され、平成24年11月1日から施行されることとなりました。

それに伴い、「[福島県元請・下請関係適正化指導要綱](#)」を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

### 1 改正の概要

- ア 施工体制台帳に健康保険等の加入状況欄を追加しました。
- イ 再下請負通知書の作成について新たに記載しました。

### 2 改正時期

平成24年11月1日から施行します。